

平成 26 年度業績評価指摘事項の平成 28 年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	28 年度事業計画関連部分
1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	■ 今後も引き続き、保険者機能の発揮による総合的な取組みを推進されたい。	○事業計画Ⅱ. 1 (1) 「保険者機能強化アクションプラン (第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	■ 今後は、地域の実情に応じた取組みを意識しつつ、特定健診や予防・健康づくり等、市町村と協働した取組みを強化するとともに、被保険者の居住地に近い市区町村レベルでの協定等を締結することが重要である。なお、都道府県後発医薬品使用促進協議会についても全支部での参画を目指されたい。	○事業計画Ⅱ. 1 (1) 都道府県・市町村や医療関係団体 (医師会等) と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 ○事業計画Ⅱ. 1 (1) 都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して、提言を行うとともに、積極的に各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	■ 今後は、支部間格差を解消していくことが重要であり、格差の要因分析と格差解消に向け取り組まれたい。	○事業計画Ⅱ. 1 (3) ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施する。

<p>(4) 調査研究の推進等</p>	<p>■ 今後の調査研究事業の実施に当たっては、地域医療ビジョン、医療費適正化計画等、都道府県の施策検討に資する素材となるよう意識するとともに、実施する調査研究をその成果の利用目的の観点から、成果を保険運営に活かす調査研究又は成果を職員の能力向上に活かす調査研究に分け、その活用を明瞭にされたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (5)</p> <p>保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン(第3期)に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。</p>
<p>(5) 広報の推進</p>	<p>■ 今後は、被保険者及び被扶養者に対して、特定健診・保健指導を受診することの必要性等、保健事業の意義等についても広報を通じた意識啓発に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (6)</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p>
<p>(6) 的確な財政運営</p>	<p>■ 収支管理については、予算と実績の比較のみならず、実績値の期間比較(対前年度比較、複数年度の趨勢分析)、その他の分析手法を用いて、PDCAサイクルによる財政管理を明確にするよう努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (7)</p> <p>健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。</p>

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p>	<p>■ お客様満足度については、高い水準を維持しており、サービス向上に係る取組みが反映されていると考えられるが、前年度を下回った項目については、その要因を分析するとともに、今後の改善策について検討されたい。</p> <p>■ 任意継続被保険者の口座振替率については、その向上に向けた更なる取組みの強化が必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (1)</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 2 (1)</p> <p>任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。</p>
<p>(2) 高額療養費制度の周知</p>	<p>■ 加入者の立場に立った取組みの結果、限度額適用認定証の利用の促進が図られ高額療養費の現物給付の支給決定件数が着実に増加したこと及び高額療養費制度の改正に係る周知が進んだことについては評価する。今後とも、高額療養費の現物給付化の取組みを一層進められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (2)</p> <p>限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。</p> <p>また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。</p>
<p>(3) 窓口サービスの展開</p>	<p>■ 窓口サービスの効率化及び申請・届出書の郵送化率向上の取組みについては評価するが、窓口の縮小・廃止に際しては、利用者の利便性が損なわれていないか検証することが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (3)</p> <p>年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。</p>

<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>■ 今後も引き続き、無資格受診の防止等のため、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得つつ、取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (4)</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>
<p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p>	<p>■ 今後も文書照会を強化すること等により、一層の適正受診の推進に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (5)</p> <p>柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。</p>
<p>(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止</p> <p style="text-align: center;">業績評価 C</p>	<p>■ 立入検査実施件数の目標未達について、設定目標の適否を含めた原因の分析と対処策を検討すべき。また、立入検査の更なる実施を通じた不正請求防止にも取り組むべきであり、そのためにも一層の検査体制の強化が必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (6)</p> <p>保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。</p>
<p>(7) 海外療養費支給申請における重点審査</p>	<p>■ 今後も引き続き、不正請求の防止に向けた重点審査に取り組む必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (7)</p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。</p>

<p>(8) 効果的なレセプト点検の推進</p>	<p>■ 今後も引き続き、協会における審査を一層強化すべきであるが、点検の外注化に当たっては、協会の点検員に点検技術のノウハウが蓄積されるように留意されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(8) 内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。</p>
<p>(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p>	<p>■ 今後も引き続き回収率の向上に向けて取り組まれない。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(9) 日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。</p>
<p>(10) 積極的な債権管理回収業務の推進</p>	<p>■ 今後は、債権管理回収業務に係る取組みを一層強化する必要がある。なお、債権回収率が前年度を下回ったことについては、高額債権の回収、返還困難者等に対する対策等について更なる検討をされたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(10) 債権及び求償事務担当者を対象とした担当者研修会を開催し、法的手続きに関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。さらに、債権統括責任者会議を開催し、着実に債権管理・回収業務を進めるための体制を確立する。</p>
<p>(11) 健康保険委員の委嘱者拡大と活動強化</p>	<p>■ 今後は、健康保険委員による活動を引き続き強化するとともに、事業主への理解促進活動に努められたい。また、協会支部の各種事業の展開においては、健康保険委員との連携をより一層図られたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(11) 研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p>

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>3. 保健事業</p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進</p>	<p>■ 今後は、事業者からのデータ取得の促進と、特定健診実施率の支部間格差解消に向けた取組みの強化を図ることが必要である。</p> <p>■ 事業の実施にあたっては、保健事業の構成として、全国共通で実施すべき基盤となる事業と、支部の特性に応じて組み立てる事業との組合せが鍵となることの周知とこれらの事業のノウハウを共有することが重要である。</p> <p>■ 特定健診及び特定保健指導を受診することの大切さ等、被保険者や被扶養者に対する保健事業の意義等に係る意識啓発に一層努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <p>事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、外部委託を活用するなど訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3(1)</p> <p>地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <p>健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を更に縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けられるよう努める。</p>
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導</p>	<p>■ 今後は、事業者からのデータ取得の促進と、特定健診・特定保健指導実施率の支部間格差解消に向けた取組みの強化を図るとともに、今後、事業が拡大した際の効率的な運営を可能にする仕組みも検討（例えば、健診機関を活用した保健指導、受診勧奨、重症化防止等の実施）する必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(1)</p> <p>地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <p>保健指導効果の支部間格差に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者の育成方法について見直しを進める。</p>

		<p>○事業計画Ⅱ. 3 (2) 事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、外部委託を活用するなど訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3 (2) 特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。</p>
<p>(3) 各種業務の展開</p>	<p>■ 今後も引き続き、地方自治体と連携し加入者の利便性を考慮した保健事業を展開することが必要である。</p> <p>■ また、都道府県レベルでの協定の締結等から更に地区町村レベル等、下部との連携も広まっており、今後の協会の活動強化に向けた一層の展開に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (3) 自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 1 (1) 都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p>

II 船員保険

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>■ 今後も引き続き船員保険の構造的な特性を踏まえた事業を実施するとともに、関係団体や船舶所有者等との間で取組みの成果や課題を共有し、関係強化を図られたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (1)</p> <p>27年度に実施した、被保険者及び船舶所有者への健康づくりの支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な保健事業の推進を図る。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 3 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざした取組み（コラボヘルス）につなげる。 ・ 関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。
<p>(2) 情報提供・広報の充実</p>	<p>■ 今後も引き続き、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供等を推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (2)</p> <p>加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施する。</p>

<p>(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保</p>	<p>■ 当該年度においては、安定的な財政運営を確保するよう努めているが、これを継続するために、今後ともヘルス事業を含めた総合的な取り組みを進める必要がある。なお、準備金の運用については、今後も健全かつ安定的な管理運用に努める必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 1 (1)</p> <p>船員保険の健康課題であるメタボリスク保有率及び喫煙率の減少を目標として「船員保険データヘルス計画」を着実に実施する。</p> <p>加入者の疾病の予防や健康増進、さらには医療費の適正化を推進するため、以下の取組み等を総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集 ・ 保健・福祉事業の効果的な推進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ レセプト点検の効果的な推進 ・ 外部委託の活用を含めたレセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化 等 <p>○事業計画Ⅱ. 1 (4)</p> <p>中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。</p> <p>また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。</p>
----------------------------	---	--

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>2. 船員保険給付等の円滑な実施</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p>	<p>■ 今後も引き続き、一層の現物給付化と支給申請勧奨に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (2)</p> <p>限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを周知し、更なる利用促進に取り組む。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</p>
<p>(4) 保険給付等の業務の適正な実施</p>	<p>■ 今後も引き続き、保険給付等の業務の適正な実施に向け取り組まれたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。 ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。 ・ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
(5) レセプト点検の効果的な推進	<p>■加入者1人当たり診療内容等査定効果額が前年度を下回ったことは課題であり、今後も引き続き、自動点検システムの活用等により、目標達成に向けて取り組むことが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(6)</p> <p>自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。</p>
(6) 被扶養者資格の再確認	<p>■今後も引き続き、保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするための取組を行う必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(7)</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。</p>
(7) 無資格受診者等の事由による債権の発生抑制および早期回収	<p>■今後も引き続き、債権の早期回収に係る取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2(8)</p> <p>債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。</p> <p>また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。</p>

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>3. 保健・福祉事業の着実な実施</p> <p>(1) 保健事業の効果的な推進</p>	<p>■ 依然として、被保険者の特定健診実施率と船員手帳データ取込率については目標に達していない状況である。今後は、被保険者の特定健診実施率の向上等のための取組みを強化することにより、一層の実施率等の向上に向けた取組みを推進する必要がある。</p> <p>■ 加入者の利用が多い健診機関を活用した事業を展開することの有用性についても検討されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たっては、受診率・実施率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを推進し、効果的な実施を図る。 ・ 健診の実施体制の拡充に当たっては、生活習慣病予防健診実施機関数の増加に努めより身近な場所での受診を可能とすることにより利便性の向上を図る。 ・ 特定健康診査の未受診者については、船員手帳健康証明書データ取得について、被保険者及び船舶所有者から収集する取組みを継続するとともに、27年度に実施した、船員手帳健診実施機関に対する船員手帳健康証明書データの提供にかかる意向調査を踏まえて、船員手帳健診実施機関から取得できる仕組みの検討を行う。

<p>(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み</p>	<p>■ 今後は、関係団体との連携強化に向けた取組みを一層強化されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 3 (3)</p> <p>関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。</p> <p>地方自治体・関係団体等が開催するイベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。</p>
<p>(3) 福祉事業の着実な実施</p>	<p>■ 今後も引き続き福祉事業の着実な実施に取り組まれたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4</p> <p>船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上をを図る。</p>

Ⅲ 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
<p>1. 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>業績評価項目ではないが、27.6に発生した不審通信事案を踏まえて評価。</p>	<p>■ 今後とも、組織運営体制の強化にあたっては、現場との共通理解が不可欠であり、一方通行ではなく現場の意見もしっかり聞きながら、連携を密に一体感を持って進めていくことが必要である。</p> <p>■ 今後は、協会職員に対するコンプライアンス及び個人情報保護の徹底を図るための更なる方策を検討するとともに、情報セキュリティ対策の大幅な強化が必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (1) ① 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>○事業計画Ⅱ. 4 (1) ④ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p>
<p>2. 人材育成の推進</p>	<p>■ 各種の研修等を重層的に実施していることについては評価する。協会発足から6年が経過したこともあり、今後はあらためて保険者機能や協会の使命を意識できるような研修制度を充実させるとともに、多様な研修機会の確保に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (2) 「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。 職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。 その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。</p>

<p>3. 業務改革の推進</p>	<p>■ 定型的事務の集約化や外部委託による更なる効率化については、結果として業務やサービスの質の低下に繋がることのないよう留意する必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (3)</p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p>
<p>4. 経費の節減等の推進</p>	<p>■ 今後も引き続き、当該取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 4 (4)</p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p>

IV その他

評価項目	指摘事項	28年度事業計画関連部分
1. 事業主との連携・連携強化への取組み	■ 今後は、引き続き健康保険委員委嘱者数の拡大に努めるとともに、各委員の活動状況についても把握するよう努められたい。	○事業計画Ⅱ. 2（11） 事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。